

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の変更 (高齢者支援課)	91
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	92
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ()	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ()	93
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 ()	94
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止 (地域福祉推進課)	94
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 ()	95
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 ()	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	96

公 告

○建築士の免許の取消し (建築指導課) 〃

労 働 委 員 会

○令和7年における不当労働行為事件の審査の実施状況 〃

告 示

京都府告示第71号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人から、次のとおり変更の届出があった。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事務所の名称及び所在地	指定申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人京都府介護支援専門員会 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階	新 公益社団法人京都府介護支援専門員会 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階 会長 村上 昌之	令 7. 6. 21
	旧 公益社団法人京都府介護支援専門員会 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階 会長 山下 宣和	

京都府告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
かわばたクリニック	木津川市城山台10丁目37の1	川端 利博	令 8. 2. 1

京都府告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
医療法人徳洲会宇治徳洲会訪問看護ステーション	新 宇治市槇島町石橋63 旧 " " " 145	医療法人徳洲会	令 4. 5. 1
新 医療法人はりた内科・循環器クリニック	長岡京市長岡1丁目1の12 パネフリ第3ビル1F	新 医療法人はりた内科・循環器クリニック	8. 1. 1
旧 医療法人海老沢内科医院		旧 医療法人海老沢内科医院	

京都府告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

京都府告示第74号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
医療法人吉世会昭和町吉見歯科医院	福知山市昭和町52	医療法人吉世会昭和町吉見歯科医院	令 7. 12. 31
藤倉眼科医院	宇治市小倉町西浦88の29 今井ビル2F	藤倉 貴久男	7. 12. 1
とちむら歯科医院	〃 木幡内畑34の11 ユニハイショップ2F	杼村 恭秀	7. 12. 31
ゴダイ薬局弥栄店	京丹後市弥栄町溝谷3472の1	ゴダイ株式会社	〃
今井歯科医院	相楽郡精華町大字菱田小字ハサマ9	今井 昇	7. 12. 20

京都府告示第75号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休 止 年月日
いばら木整形外科医院	八幡市八幡三本橋1の10	茨木 和博	令 7. 11. 13

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者		サービスの種類	事 業 所 の 名 称		所 在 地	変 更 年月日
新	株式会社ASCare	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	新	アスケア訪問入浴宇治	宇治市小倉町西浦1の2 ON K36 2Fテナント2-B号室	令 7.11.22
旧	アサヒサンクリーン株式会社		旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター宇治		
新	医療法人桜風会	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	新	医療法人桜風会さくらのき米山ファミリークリニック	向日市鶏冠井町山畑39の1	7.7.28
旧	医療法人よこばやし医院		旧	医療法人よこばやし医院		
新	株式会社ASCare	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	新	アスケア訪問入浴京田辺	京田辺市田辺沓脱26の2	7.11.22
旧	アサヒサンクリーン株式会社		旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター京田辺		



京都府告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事 業 所 の 名 称	所 在 地	廃 止 年月日
特定非営利活動法人ウエルス	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所きずな	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目4の3 WEST VALLEY KYOTO馬堀102号	令 7.12.31



京都府告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
塩見 美恵	ひびき鍼灸院 整骨院宇治市小倉院	宇治市小倉町老ノ木13の1	令 7.12.10

京都府告示第79号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 2 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
かわばたクリニック	木津川市城山台10丁目37の1	川端 利博	令 8. 2. 1



京都府告示第80号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 8 年 2 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
医療法人徳洲会宇治徳洲会訪問看護ステーション	新 宇治市槇島町石橋63 旧 " " " 145	医療法人徳洲会	令 4. 5. 1
新 医療法人はりた内科・循環器クリニック	長岡京市長岡 1 丁目 1 の 12 パネフリ第 3 ビル 1 F	新 医療法人はりた内科・循環器クリニック	8. 1. 1
旧 医療法人海老沢内科医院		旧 医療法人海老沢内科医院	



京都府告示第81号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し



京都府告示第83号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 2 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
医療法人吉世会昭和町吉見歯科医院	福知山市昭和町52	医療法人吉世会昭和町吉見歯科医院	令 7. 12. 31
藤倉眼科医院	宇治市小倉町西浦88の29 今井ビル 2 F	藤倉 貴久男	7. 12. 1
とちむら歯科医院	" 木幡内畑34の11 ユニハイショップ 2 F	杼村 恭秀	7. 12. 31
ゴダイ薬局弥栄店	京丹後市弥栄町溝谷3472 の 1	ゴダイ株式会社	"
今井歯科医院	相楽郡精華町大字菱田小 字ハサマ 9	今井 昇	7. 12. 20



京都府告示第82号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和 8 年 2 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休 止 年月日
いばら木整形外科医院	八幡市八幡三本橋 1 の 10	茨木 和博	令 7. 11. 13

令和 8 年 2 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者		サービ	事 業 所 の 名 称		所 在 地	変 更 年月日
新	株式会社A S C a r e	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	新	アスケア訪問入浴宇治	宇治市小倉町西浦1の2 ON K36 2Fテナント2-B号室	令 7.11.22
旧	アサヒサンクリーン株式会社		旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター宇治		
新	医療法人桜風会	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	新	医療法人桜風会さくらのき米山ファミリークリニック	向日市鶏冠井町山畑39の1	7.7.28
旧	医療法人よこばやし医院		旧	医療法人よこばやし医院		
新	株式会社A S C a r e	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	新	アスケア訪問入浴京田辺	京田辺市田辺沓脱26の2	7.11.22
旧	アサヒサンクリーン株式会社		旧	アサヒサンクリーン在宅介護センター京田辺		



京都府告示第84号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 2 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービ	事 業 所 の 名 称	所 在 地	廃 止 年月日
特定非営利活動法人ウエルス	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所きずな	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目4の3 WEST VALLEY KYOTO馬堀102号	令 7.12.31



京都府告示第85号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和 8 年 2 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
塩見 美恵	ひびき鍼灸院 整骨院宇治市小倉院	宇治市小倉町老ノ木13の1	令 7.12.10



京都府告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
綴喜郡井手町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
綴喜郡井手町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、井手町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和8年2月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 8. 2. 13	板橋 寛	二級建築士	第4417号	第2号該当
〃	宮田 増三	〃	第689号	〃

労 働 委 員 会

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、令和7年における不当労働行為事件の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和8年2月24日

京都府労働委員会

会長 青 木 苗 子

事件番号	請 求 す る 救 済 内 容	申 立 日	調 査 回 数	審 問 回 数	証 人 数	終 結 日	終 結 状 況	処 理 日 数	目 標 達 成 状 況	目 標 未 達 成 の 理 由
令和5年 京労委（不） 第2号	1 職務給の支払 2 希望する組合員への高齢者講習指導員資格取得機会の付与 3 職員室掲示書面の掲示中止 4 文書の掲示	令 5 ・ 7 ・ 12	5 回	2 回	2 人	令 7 ・ 6 ・ 19	一部 救済	709 日	未達成	和解協議に時日を要したため

令和6年 京労委（不） 第1号	1 組合事務所の明渡請求の 停止 2 文書の手交及び掲示	6 ・ 9 ・ 3	3 回	2 回	3 人	7 ・ 6 ・ 19	関与 和解	290 日	達 成	—
令和6年 京労委（不） 第2号	1 解雇の撤回・共済費の納 付等 2 文書の交付及び掲示	6 ・ 11 ・ 5	3 回	0 回	0 人	7 ・ 12 ・ 1	関与 和解	392 日	達 成	—

- 注 1 審査の期間の目標：1年6箇月
2 関与和解：労働委員会が関わった交渉により解決したもの